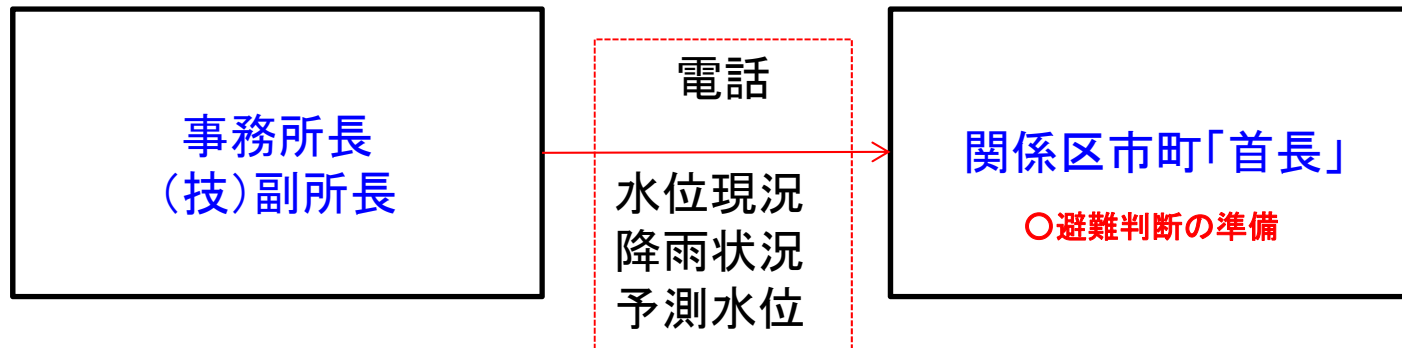


ホットラインについて

洪水予報に連動することなくホットラインによる情報提供



ホットラインのタイミング

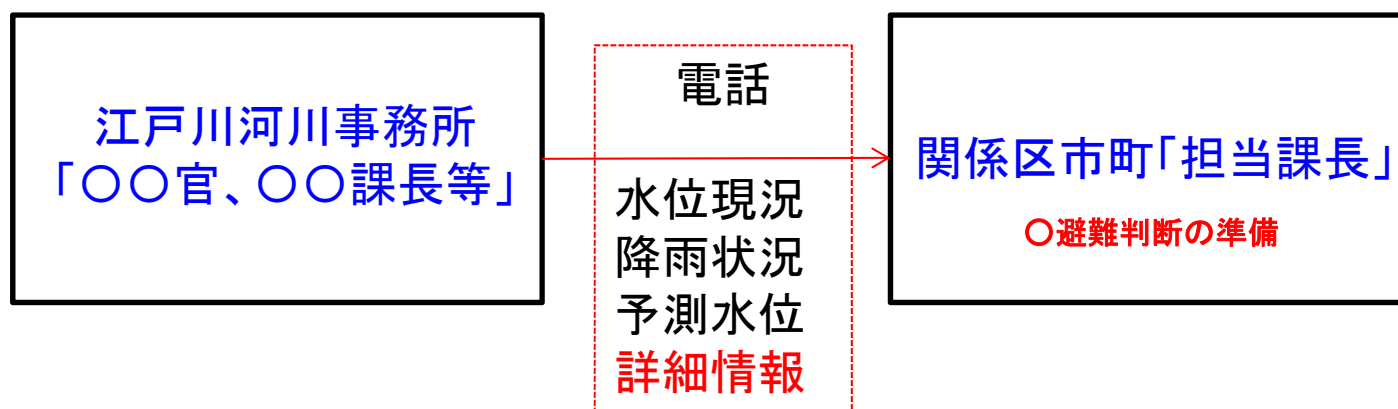
- (1) 避難判断水位、氾濫危険水位への**到達予測が出た時点**
- (2) 大規模な漏水、法崩れなど、**堤防の決壊につながる恐れのある**状況が発生した場合

第二ホットラインについて

第二ホットラインは、大規模な漏水、法崩れなど堤防の決壊につながる恐れのある被害があり、広範囲に影響がある場合を想定すると、多数の区市町への情報伝達が必要となり、ホットラインでは時間が掛かってしまう。

よって、迅速な情報伝達を実施するため**第二ホットライン**を開設済み(H28)。

洪水予報に連動することなくホットラインによる情報提供



第二ホットラインのタイミング

- (1) ホットライン（事務所長→首長）のタイミング
- (2) 避難判断水位に到達後、**水位が下降する予測が判断**された場合

※自治体の第二ホットライン窓口に対して、担当者を1人割り当てる事とした。